

仕様書

1 業務名

情報セキュリティポリシー運用支援業務

2 目的

本市の情報セキュリティ対策について、情報セキュリティ専門家による助言、情報セキュリティポリシー改正の支援及びセキュリティ対策の改善を行い、情報セキュリティインシデントの発生を防止する。

また、セキュリティ対策の強化に加え、業務効率の向上にも資する情報セキュリティリテラシー向上研修を実施することで、物理的・人的・技術的セキュリティの水準を高める。

3 委託期間

令和8年7月31日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1) セキュリティに関する助言

本市の情報セキュリティ対策の状況を把握・分析したうえで、情報セキュリティに関する相談対応を行うこと。また、セキュリティ対策強化に向けた提案を行うこと。

(2) セキュリティポリシー改正支援

総務省の「地方公共団体における情報セキュリティにポリシーガイドライン」及び最新の技術動向を踏まえ、本市の情報セキュリティポリシー、情報セキュリティポリシー実施手順書及び情報セキュリティハンドブックの見直しを提案すること。あわせて、職員が容易に理解できるよう工夫すること。

(3) 情報セキュリティリテラシー向上研修

職員が業務に必要な情報セキュリティ知識を確実に習得できる研修を実施すること。研修においては、セキュリティを強化しつつ業務効率を低下しない方法についても伝えること。

(4) 情報セキュリティ監査

監査基準に基づき、本市の実情に即した監査項目を設定し、助言型の情報セキュリティ監査を実施すること。監査対象は3部署程度とし、本市と協議のうえ決定する。監査の結果、指摘事項がある場合は再点検を行うこと。

監査基準

基準名
一 関市情報セキュリティポリシー
一 関市情報セキュリティポリシー実施手順書
一 関市情報セキュリティハンドブック
個人情報保護法
地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（総務省）
地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（総務省）
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等編）
その他監査人が必要とするもの

(5) クラウドサービス利用に向けた評価制度の構築

便利なクラウドサービスが多く提供されていることから、市民の利便性向上や職員の業務効率化を図るため、本市では積極的にクラウドサービスを活用する。そのためクラウドサービスを利用する際の判断基準を明文化し、評価制度として構築すること。

5 スケジュール

(1) 本業務のスケジュールの詳細については、本市と調整して決定すること。

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
セキュリティに関する助言 →							
セキュリティポリシー改正支援 →							
情報セキュリティリテラシー向上研修 →							
情報セキュリティ監査 → [監査] → [再点検] →							
クラウドサービス利用に向けた評価制度の構築 →							

(2) 定例会

月1回を目途に開催し、有益となる国や自治体における事例や技術動向等、情報セキュリティ関連の情報提供を行うこと。

6 実施体制

(1) 本業務を確実に履行できる体制を設けること。

(2) 受託者は、I SMS 認証又は情報セキュリティサービス基準適合サービスリストへの登録があること。

(3) 監査責任者、監査人、監査人補助者、アドバイザー等で構成される監査チームを編成すること。

(4) 監査チームには情報セキュリティ監査に必要な知識及び経験（地方公共団体における情報セキュリティに関する監査、運用保守又は導入実績）を持ち、次に掲げるいずれかの資格を有する者が1人以上含まれていること。

ア システム監査技術者

イ 公認情報システム監査人（CISA）

ウ 公認情報セキュリティ主任監査人

エ 公認情報セキュリティ監査人

オ 公認システム監査人

カ 情報処理安全確保支援士

キ 公認情報セキュリティマネージャー（CISM）

ク I SMS 審査員

ケ 公認情報システムセキュリティ専門家（CISSP）

7 成果物

本業務で想定している成果物は、以下のとおりである。

成果品	内容	納入期限
一関市情報セキュリティポリシー見直し案	総務省及び本市の状況に合わせた最新の情報セキュリティポリシー案	令和9年 3月31日
一関市情報セキュリティポリシー実施手順書見直し案	総務省及び本市の状況に合わせた最新の情報セキュリティポリシー実施手順書案	令和9年 3月31日
一関市情報セキュリティハンドブック見直し案	本市の状況に合わせた最新の情報セキュリティハンドブック案	令和9年 3月31日
情報セキュリティリテラシー向上研修動画	情報セキュリティ及び作業方法などをわかりやすく説明する研修動画（30分程度）	令和8年 11月30日
情報セキュリティ監査報告書	監査結果をまとめたもの。	令和9年 3月31日
クラウドサービス利用の判断基準	クラウドサービスを利用するための判断基準を示したもの。	令和8年 9月30日
業務完了報告書	各業務の実施結果をまとめたもの。	令和9年 3月31日

8 資料の提供

本業務の実施に必要な資料及びデータの提供は、本市が妥当と判断する範囲内で受託者に提供する。

なお、受託者は、本市から提供された資料は適切に管理すること。また、契約終了後は本業務で収集した資料を速やかに返還又は廃棄すること。

9 守秘義務

受託者は、本業務において知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。

10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、双方で協議を行い必要な措置を講じるものとする。